

(証券コード 8028)
2020年10月22日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 澤田 貴司

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日（2020年10月22日）開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決されたため、2020年11月16日を効力発生日として、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）253,043,334株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

第1号議案に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力が発生した場合には、当社株式の発行可能株式総数は2株に減少することとなります。かかる点をより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本総会において、2020年11月16日をもって当社株式253,043,334株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、この株式併合及び単元未満株式の廃止に伴う株主様による特段のお手続の必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て伊藤忠商事（又は公開買付者）に売却すること、又は会社法第235条第2項の準用する第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,300円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。端数株式相当分の処分代金は、2021年2月中旬頃にお送りすることを予定しております。

2. 主なスケジュール

2020年11月11日（予定）	当社普通株式の最終売買日
2020年11月12日（予定）	当社普通株式の上場廃止日
2020年11月16日（予定）	本株式併合の効力発生日
2021年2月中旬頃（予定）	端数株式相当分の処分代金のお支払い

以上